

地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。
 なお、下記事業所については、介護保険法第70条の2に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」として、前回会議(平成31年2月21日)開催後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
平成31年4月1日	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	さぽ〜とハウスこでまり	特定非営利活動法人新潟こでまり会	秋葉区荻島3丁目20番24号	29人
平成31年4月1日	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所愛楽結いずい	社会福祉法人新潟南福祉会	西蒲区井随444番地	29人
平成31年4月1日	地域密着型通所介護	新潟リハビリテーション病院アクティブデイぼたんやま	医療法人愛広会	東区牡丹山4丁目8番5号	18人
平成31年4月1日	地域密着型通所介護	デイサービスてまり歌	医療法人社団ささえ愛よろず	秋葉区滝谷町4番26号	15人